

平成27年11月1日

国内1級・2級審判員 各位

スポーツ医科学委員会
委員長 蜂須 貢
(公印省略)

国内審判員対象の普通救命講習受講についてお願い

近年、スポーツが国民に広く浸透したことにより、様々なスポーツで一般選手はもとより中高年選手も増加傾向にあり、それに伴い突然死を伴う不慮の事故が増加しています。過去には、スカッシュ中の高円宮様の急逝、名古屋シティマラソンでは女性1名が福知山マラソンでは男性2名が相次いで競技中に亡くなりました。いずれも突然の心停止によるものですが、パワーリフティング競技も例外なく常に危険は内在しています。

本委員会は、大会中の事故を防止するとともに、万一事故発生の際は的確な救命処置を行い、全ての選手および大会関係者の安全を確保するため、より多くの救命の心得のある方を増やすことが必要と考え、下記の通り救命講習修了者の養成を目指すことと致しました。ついては、検量や審判実務で最も選手に近い位置におられる審判員資格者を中心に養成を図ることと致しますので、本通達の趣旨をご理解の上、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

救命講習受講証明書取得の便宜を図るため、消防署の職員の方に出張して頂き、競技会中に講習を行うことなどを考えましたが、消防署は市町村単位で設置されていることから、ブロックあるいは県単位で行われるパワーリフティング大会で講習をしても受講証明書を受領できる人とそうでない人がでるため、各人で自分の居住している市町村の消防署で講習を受けて頂くこととさせて頂きました。費用は若干の違いはありますが、消防本部あるいは日本赤十字社各県支部が実施する「普通救命講習（3時間）」は1,500円程度です。また、月にそれぞれ2回程度ウイークデイと週末に行っています。各自の居住する市町村の消防署などでの講習日を調べて都合の良い日に受講して頂きたいと思えます。

記

1 対象者 : 国内1級・2級審判員のうち、下記2の救命講習を修了していない方。

2 対象講習 : 各地の消防本部が実施する普通救命講習及び日本赤十字社各県支部が実施する救急法基礎講習の講習。ただし、当面、日本体育協会公認指導員養成講習会で実施される救急処置法のカリキュラムを修了された方も救命講習受講者として認めます。

3 取得期間 : 平成27年11月1日より平成28年10月31日

4 報 告 : 上記2の救命講習等を受講し修了証等の交付を受けた方は、速やかにその写しを本委員会担当者(下記)へメールあるいは封書で提出して下さい。

5 提 出 先 : 〒 781-0241 高知県高知市横浜新町四丁目931番地

(公社) 日本パワーリフティング協会 スポーツ医科学委員会 救命講習担当 神岡 俊輔宛

電話 090-4782-1241、メールアドレス kcfd119@ray.ocn.ne.jp

以上